



納付するだけなのにこんなに  
待つとは…

あっ！

口座振替にしよう！！

—事業主の皆様へ—

## 社会保険料の納付には**口座振替**をご利用ください

- 毎月、金融機関に出向く必要がないので便利です。
  - 口座振替を開始した後は、毎月のお手続きが不要です。
  - 口座振替手数料のご負担もありません。
- 全国の金融機関がご利用になれます。
  - 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等の口座から振り替えできます。
  - ※ただし、ゆうちょ銀行やインターネット専業銀行等、一部お取り扱いできない金融機関があります。
- 毎月末日に、前月分保険料をご指定の口座から引き落としします。
  - 末日が土日・祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落としします。
- 今月の振替予定額と、前月の振替済み金額をお知らせします。
  - 毎月20日頃に当月末日に引き落とす金額および前月末日に引き落とした金額を記載したお知らせ(保険料納入告知額・領収済額通知書)を郵送します。

なお、振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替ができなかった場合は、後日、納付書を郵送しますので、金融機関等の窓口で納付してください。

### お手続きは簡単です！

口座振替を希望する場合は、「健康保険厚生年金保険 保険料口座振替納付(変更)申出書」に必要事項を記入・押印のうえ、口座振替を利用する金融機関の確認印を受けた後、年金事務所の窓口にご提出ください。



**日本年金機構**  
Japan Pension Service

事業主の皆様へ

# 社会保険料の納付には 納め忘れのない口座振替を お願いします

## 口座振替のメリット

- ◇毎月、金融機関等へ出向く必要がないので便利です。
- ◇口座振替を開始した後は、毎月のお手続きが不要です。
- ◇口座振替手数料のご負担もありません。

## 全国の金融機関がご利用になれます

- ◇銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の口座から振り替えできます。  
※ただし、ゆうちょ銀行やインターネット専業銀行はご利用になれません。なお、労働金庫、農協等でご利用できない店舗が一部あります。

## 振替日について

- ◇毎月末日に、前月分の保険料がご指定の口座から引き落としされます。  
※末日が土日・祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落とされます。
- ◇今月の振替予定金額と、前月の振替済み金額をお知らせします。  
※毎月20日頃に、当月末日に引き落とされる金額および前月末日に引き落とされた金額を記載したお知らせ（保険料納入告知額・領収済額通知書）を郵送します。

当月末日の振替予定金額のお知らせ

前月末日の振替済み金額のお知らせ

※なお、振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替できなかった場合は、後日、納付書を郵送しますので、金融機関等の窓口で納付してください。

**お手続きは簡単です！**  
詳しくは裏面を  
ご覧ください。



# 「口座振替納付申出書」の 記入・押印・提出方法について

## 【手続きの流れ】

- ①『口座振替納付申出書』を記入してください。（下記の記入方法をご確認ください）
- ②記入した『口座振替納付申出書』を**3部とも**口座振替を希望する金融機関へ提出し、**金融機関の確認印**をもらってください。（1、3枚目が返されます）
- ③金融機関の確認印が押印されている**1枚目（年金事務所用）**を管轄の年金事務所に提出してください。3枚目（事業主控）は控えですので提出不要です。

## 【押印の注意事項】

- 1枚目には**代表者印**を、2枚目には**金融機関届出印（通帳の印）**を押印してください。

## 記入方法

**※金融機関の確認印をもらってください。（口座の確認）**

**※2枚目は金融機関届出印（通帳の印）**

**※1枚目は代表者印**

**※新たに社会保険に加入して事業所整理記号が決まっていない場合は、空欄にしてください。**

**（注）お手続きをされた時期により、振替開始月が翌月以降になることがあります。**

口座振替開始月やご不明な点等がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。